

2005年1月17日

各 位

近畿労働金庫

## 無担保住宅ローン（証書貸付）特別金利優遇の実施について

1995年の阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上が建物の倒壊が原因でした。特に、昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準により建築された住宅の64%が大きな被害を受けたと言われております。

近畿労働金庫では、本年1月17日で阪神・淡路大震災から丸10年を迎えるにあたり、勤労者とその家族が安心して暮らせる住まいづくりの応援として、「無担保住宅ローン（証書貸付）」を2005年12月30日までの受付分について、下記の特別金利優遇にて実施することといたします。

また、現在、近畿労働金庫が行っております「阪神・淡路大震災10年事業」の一環として、無担保住宅ローン（証書貸付）実行額に応じて、近畿労働金庫から自然災害支援活動を進めるボランティア団体やNPO団体へ助成を行うことで、地域社会に役立つグッドマナーの仕組みを提供いたします。

### 1 取扱期間

受付期間は2005年12月30日までとし、2005年1月17日～2006年3月31日までに融資実行が可能なものを対象とします。

### 2 証書貸付・無担保住宅ローン特別金利優遇について

なお、当制度について、エコ住宅等の金利優遇幅を含み、併用しての優遇は行いません。

種類	現行金利	優遇金利幅	変更後金利( )	融資金利( )
変動金利	2.85%	0.85%	2.00%	(会員組合員)2.70%(保証料含む)
				(一般勤労者)3.20%(保証料含む)
固定金利	3.80%	1.00%	2.80%	(会員組合員)3.50%(保証料含む)
				(一般勤労者)4.00%(保証料含む)

金利は2005年1月4日現在のものです。新規実行時の融資金利は毎月見直しを行います。

### 3 社会貢献資金への仕組み

#### (1)助成概要と助成先

震災10年事業として、当金利優遇による融資実行額の0.1%相当を近畿労働金庫から、災害支援活動などを進めるボランティア団体やNPO団体等へ助成を行います。

したがって、無担保住宅ローンの利用が、間接的に社会貢献できる仕組みを提供します。

またこの助成時期に、新潟県中越地震や台風23号も含め、これらと同様、被災地への義援金支援の必要性がある場合には、助成総額の枠内で、上記団体等への助成とは別に義援金として直接助成（寄付）を行います。

【本件に関するお問合せ先】

近畿労働金庫

営業推進部 営業企画課 藤原（ふじわら）

TEL 06-6942-1206

FAX 06-6946-7232

地域共生推進センター 八尾（やお）

TEL 06-6942-1908

FAX 06-6941-6439

ホームページ <http://www.rokin.or.jp/>

大阪府中央区森ノ宮中央1-10-14

以上